平成 29 年度（2017 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公　　法

Ｄ日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は７枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 29 年度（2017 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１

以下の文章は、最一小判平成７年５月２５日民集４９巻５号１２７９頁からの抜粋である。これを読んで、あとの【問い】に答えなさい。なお、以下の文章において「法」とは、「公職選挙法」を指す。

「２　法が名簿届出政党等による名簿登載者の除名について選挙長ないし選挙会の審査の対象を形式的な事項にとどめているのは、政党等の政治結社の内部的自律権をできるだけ尊重すべきものとしたことによるものであると解される。

すなわち、参議院（比例代表選出）議員の選挙について政党本位の選挙制度である拘束名簿式比例代表制を採用したのは、議会制民主主義の下における政党の役割を重視したことによるものである。そして、政党等の政治結社は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成するものであって、その成員である党員等に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであるから、各人に対して、政党等を結成し、又は政党等に加入し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党等に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由を保障しなければならないのであって、このような政党等の結社としての自主性にかんがみると、政党等が組織内の自律的運営として党員等に対してした除名その他の処分の当否については、原則として政党等による自律的な解決にゆだねられているものと解される（最高裁昭和六〇年（オ）第四号同六三年一二月二〇日第三小法廷判決・裁判集民事一五五号四〇五頁参照）。そうであるのに、政党等から名簿登載者の除名届が提出されているにもかかわらず、選挙長ないし選挙会が当該除名が有効に存在しているかどうかを審査すべきものとするならば、必然的に、政党等による組織内の自律的運営に属する事項について、その政党等の意思に反して行政権が介入することにならざるを得ないのであって、政党等に対し高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由を保障しなければならないという前記の要請に反する事態を招来することになり、相当ではないといわなければならない。名簿登載者の除名届に関する法の規定は、このような趣旨によるものであると考えられる。」

「３　参議院議員等の選挙の当選の効力に関するいわゆる当選訴訟（法二〇八条）は、選

挙会等による当選人決定の適否を審理し、これが違法である場合に当該当選人決定を無効とするものであるから、当選人に当選人となる資格がなかったとしてその当選が無効とされるのは、選挙会等の当選人決定の判断に法の諸規定に照らして誤りがあった場合に限られる。選挙会等の判断に誤りがないにもかかわらず、当選訴訟において裁判所がその他の事由を原因として当選を無効とすることは、実定法上の根拠がないのに裁判所が独自の当選無効事由を設定することにほかならず、法の予定するところではないといわなければならない。このことは、名簿届出政党等から名簿登載者の除名届が提出されている場合における繰上補充による当選人の決定についても、別異に解すべき理由はない。右２に述べた政党等の内部的自律権をできるだけ尊重すべきものとした立法の趣旨にかんがみれば、当選訴訟において、名簿届出政党等から名簿登載者の除名届が提出されているのに、その除名の存否ないし効力という政党等の内部的自律権に属する事項を審理の対象とすることは、かえって、右立法の趣旨に反することが明らかである。」

【問い】

政党の除名処分について裁判所の審査権がどこまで及ぶかについて、論じなさい。

問題２

つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

国土交通大臣は、Ａ自動車道の建設事業のうち、Ｙ県のＢ地点からＣ地点までの延長約３キロメートルの区間（以下「本件事業区間」）の新設工事（以下「本件事業」）について、国土交通大臣に対し、土地収用法（以下「法」）２０条の事業認定の申請をした。国土交通大臣は、本件事業について法２０条各号に定めるすべての要件に該当すると認めて、事業認定を行った（以下「本件事業認定」）。Ｘは、本件事業の起業地内に土地（以下「本件土地」）を所有しており、本件土地は収用の対象とされている。起業者たる国土交通大臣は、Ｘが本件土地の任意買収に応じなかったので、Ｙ県収用委員会に対し、本件土地について、法３９条１項および４７条の２第３項に基づき、収用の裁決の申請および明渡裁決の申立てをした（以下「本件各申請」）。Ｙ県収用委員会は、本件各申請について、権利取得裁決および明渡裁決を行った（以下「本件収用裁決」と総称する）。本件収用裁決は、本件土地に対する損失の補償を、３００万円としている。

本件事業区間は、独特の自然環境や生態系、水脈、景観等を有するＤ山を通過するものである。Ｘは、本件事業を施行することによって、Ｄ山の自然環境が破壊されるとともに、重大な大気汚染、騒音、振動等が発生して周辺住民の健康に重大な影響をもたらし、その生活環境を破壊するなどの被害が発生するところ、本件事業認定はこれらの被害を看過または過小評価するものであって違法であり、違法な本件事業認定を前提として行われた本件収用裁決も違法であると考えている。もっとも、本件事業認定については行政事件訴訟法（以下「行訴法」）所定の出訴期間が経過しているため、本件事業認定の取消訴訟を提起することは考えていない。また、Ｘは、かりに本件事業認定が適法であるとしても、本件土地に対する損失の補償が３００万円というのは不当に低く、４００万円が相当であると考えている。

【問い】

Ｘはどのような訴訟を提起すればよいか、その訴訟の行訴法上の位置づけを明らかにしつつ、論じなさい。また、Ｘは、その訴訟において、本件事業認定が違法であるがゆえに、本件収用裁決も違法であると主張することが許されるか、論じなさい。

なお、現時点においては、本件収用裁決から３ヶ月を経過していない。

〔資料〕

○ 土地収用法（昭和２６年６月９日法律第２１９号）

（この法律の目的）

第１条　この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その

要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第３条　土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一　道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路……

二～三十五　（略）

（事業の認定）

第１６条　起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第３条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

（事業の認定に関する処分を行う機関）

第１７条　事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

一　国又は都道府県が起業者である事業

二～四　（略）

２～３　（略）

（事業認定申請書）

第１８条　起業者は、第１６条の規定による事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第１項……の場合においては国土交通大臣に……提出しなければならない。

一　起業者の名称

二　事業の種類

三　収用又は使用の別を明らかにした起業地

四　事業の認定を申請する理由

２　前項の申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業計画書

二　起業地及び事業計画を表示する図面

三～七　（略）

３　（略）

４　第１項第３号及び第２項第２号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

（事業の認定の要件）

第２０条　国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

一　事業が第３条各号の一に掲げるものに関するものであること。

二　起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

三　事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

四　土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

（事業の認定の告示）

第２６条　国土交通大臣又は都道府県知事は、第２０条の規定によつて事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面［１８条２項２号の起業地を表示する図面――出題者注］の縦覧場所を国土交通大臣にあつては官報で……告示しなければならない。

２～３　（略）

４　事業の認定は、第１項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

（収用又は使用の裁決の申請）

第３９条　起業者は、第２６条第１項の規定による事業の認定の告示があつた日から１年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

２～３　（略）

（却下の裁決）

第４７条　収用又は使用の裁決の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

一　申請に係る事業が第２６条第１項の規定によつて告示された事業と異なるとき。

二　申請に係る事業計画が第１８条第２項第１号の規定によつて事業認定申請書に添附された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

（収用又は使用の裁決）

第４７条の２　収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

２　収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

３　明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

４　（略）

（権利取得裁決）

第４８条　権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一　収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二　土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償

三　権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）
四　その他この法律に規定する事項
２～５　（略）
（明渡裁決）
第４９条　明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。
一　前条第１項第２号に掲げるものを除くその他の損失の補償
二　土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限（以下「明渡しの期限」という。）
三　その他この法律に規定する事項
２　（略）
（損失を補償すべき者）
第６８条　土地を収用し、又は使用することに因つて土地所有者及び関係人が受ける損失は、起業者が補償しなければならない。
（土地等に対する補償金の額）
第７１条　収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。
（訴訟）
第１３３条　収用委員会の裁決に関する訴え（次項及び第３項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。）は、裁決書の正本の送達を受けた日から３月の不変期間内に提起しなければならない。
２　収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日から６月以内に提起しなければならない。
３　前項の規定による訴えは、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人であるときは起業者を、それぞれ被告としなければならない。